

町内の保育園・認定こども園 に入園の皆さんへ

保育料（利用者負担）・副食費 の取り扱いについて

①【3歳未満児】保育料について

保育料は、認定区分（年齢）や保護者の町民税所得割額、保育の必要量（保育標準時間利用または保育短時間利用）等を基に算出します。

※ 3歳以上および、1号認定の満3歳児の保育料は無償です。

◆保育料算定

当年度の課税額はその年の6月1日に確定するため、当年度8月までの保育料は前年度の町民税所得割額を基に算出します。当年度9月～翌年度8月までの保育料は、当年度の町民税所得割額を基に、下記【利用者負担基準額表】に基づき算出します。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の町民税に基づく保育料					当年度の町民税に基づく保育料						

【利用者負担基準額表】

（単位：円）

階層 区分	定義 (町民税課税額)	3歳以上児（1・2号）		3歳未満児（3号）	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
1階層	生活保護世帯	無償		0	0
2階層	町民税 非課税世帯			0	0
3階層	町民税課税世帯（均等割のみ）			14,400	12,400
4階層	町民税所得割額 48,600円未満			19,500	17,500
5階層	97,000円未満			30,000	24,700
6階層	133,000円未満			35,000	29,000
7階層	169,000円未満			44,500	38,500
8階層	235,000円未満			50,900	44,900
9階層	301,000円未満			56,300	50,300
10階層	397,000円未満			60,100	54,100
11階層	397,000円以上			64,500	58,500

※町民税課税額の計算において、年少扶養控除や住宅借入金特別控除、配当控除、ふるさと納税（寄付金）控除は適用されません。

※1号認定の階層区分は異なります。

◆保育料の減免基準 …多子世帯やひとり親世帯等については、保育料の負担軽減があります。

○同時に2人以上のお子さんが通園している場合

- ・ 2人目の保育料 = 当該児童の利用者負担基準額の半額
- ・ 3人目以降の保育料 = 無料

※町民税所得割課税額が57,700円未満の世帯の場合、小学校1年生以上のお子さんも同時通園のお子さんとしてカウントします。

○第3子以降のお子さん（高森町独自減免）

当該児童の利用者負担基準額の保育料を10%減免します。

※第3子のカウントは、18歳以上のお子さんや同居していないお子さんも含まれます。

○ひとり親世帯（母子・父子家庭）、在宅障がい児（者）等のいる世帯

階層	母（父）子家庭	階層	在宅障がい児（者）等のいる世帯
第2	0円（全額免除）	第2	0円（全額免除）
第3	0円（全額免除）	第3	基準額表の額 - 1,000円 × 0.5
第4・5-①	基準金額表の額 × 0.1	第4	基準額表の額 - 1,500円 × 0.5
第5-②	基準金額表の額 × 0.2	第5-①②	基準額表の額 × 0.3
第6・7	基準金額表の額 × 0.5		
第8・9	基準金額表の額 × 0.8		

※第5-①階層…ひとり親、在宅障がい児（者）等のいる世帯は町民税（所得割）額 77,101円未満

第2子以降は0円（全額免除）となります。

第5-②階層…町民税（所得割）額 97,000円未満

②【3歳以上児】 副食費（おかず・おやつ代）について

3歳以上児（年少以上・3歳～5歳児クラス、認定こども園の1号認定）は副食費（おかず・おやつ代）の納付が必要です。

副食費の金額 月額4,500円（町内の保育施設はすべて同額）

- ・町立保育園（山吹・下市田保育園） … 町に納付
※毎月26日（休日の場合、翌平日）に口座振替 振替不能の場合、翌月10日頃再振替
または納付書払い（保育料の口座振替登録が引き継がれます。通帳に「ホイクリョウ」と記載）
- ・認定こども園 ぱどま … 認定こども園ぱどまに納付
※毎月20日（休日の場合、翌平日）に口座振替 振替不能の場合、請求書にて現金払い
- ・高森あかり保育園 … 高森あかり保育園に納付
※毎月26日（休日の場合、翌平日）に口座振替

【免除の基準】（国基準と高森町独自減免）

- ・町民税所得割額が57,700円（1号認定・ひとり親・障がい世帯は77,101円）未満
- ・お子さんが第3子以降の場合

免除対象の方には、「副食費徴収免除のお知らせ」をお送りします。

今回の切り替えにより、免除から徴収に変わる方には「副食費徴収のお知らせ」をお送りします。

【その他】

- ・就職、退職、世帯構成の変更などにより、家庭の状況が変わられた方は必ずお申し出ください。